

平成29年度 第2回佐渡市防災会議次第

日 時 平成30年2月7日（水）
午前10時～

会 場 金井コミュニティセンター ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 佐渡市地域防災計画【資料編】について

(2) 地区防災計画の提案について

4 その他

5 閉 会

避難所等の見直しの背景

従来の災害対策基本法では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区分されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因となった。

このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」が明確に区分された。

○用語の定義

「指定緊急避難場所」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市が指定する。（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）

「指定避難所」

災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定する（法第49条の7及び第49条の8関係）

「地区避難場所」

市が開設・運営を基本とする指定緊急避難場所に加え、浸水想定区域外・土砂災害警戒区域外・津波浸水想定区域外にある場所又は施設を、地区独自に開設する避難所として位置付ける。

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準

指定緊急避難場所及び指定避難所は、災害の種類ごとに指定しています。

なお、それぞれの条件を満たす施設は、相互に兼ねることができます。

※従来の「広域避難所」及び「一時避難所」の区分を廃止し、改めて設定するものです

○災害別避難所指定基準

1 洪水

浸水想定区域のある区域では、原則として、平成27年3月作成「佐渡市地域防災マップ」に示される浸水想定区域外にある場所又は施設。

浸水想定のない区域では、河川のはん濫による浸水のおそれがない、もしくは浸水のおそれが極めて低い場所又は施設。

2 崖崩れ、土石流及び地滑り

新潟県が平成29年4月に公表した土砂災害警戒区域外にある場所又は施設。

3 地震

屋内施設については、新耐震基準（昭和56年）を満たしている施設。

4 津波

原則として海拔10メートル以上、もしくは津波浸水想定区域外にある場所又は施設。

新	旧
<p>第 1 部 総則 第 1 節 計画の趣旨</p> <p>7 共通用語 用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第 1 部 総則 第 1 節 計画の趣旨</p> <p>7 共通用語 用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 自主防災組織 市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(法第 2 条の 2 関係)</p> <p>(2) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(法第 8 条第 2 項関係)</p> <p>(3) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。 (法第 49 条の 10 関係)</p> <p>(4) 地区防災計画 一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(法第 42 条第 3 項関係)</p> <p>(5) 避難場所 災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。</p>

<p>(6) (略)</p>	<p>(6) 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市が指定する。(法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係)</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) 避難所 避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) 指定避難所 災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定する。(法第49条の7及び第49条の8関係)</p>
<p><u>(9) 地区避難場所</u> 市が開設・運営を基本とする指定緊急避難場 所に加え、洪水浸水想定区域外・土砂災害警戒 区域外・津波浸水想定区域外にある場所又は施 設を地区独自に開設する避難所として位置付け る施設をいう。</p>	<p><u>(9) (追加)</u></p>

佐渡市地域防災計画

資料編 (案)



佐渡市防災会議

佐渡市地域防災計画（資料編）目次

1 過去の災害発生状況に関する資料

1-1	過去の主な災害（除く地震）	1
1-2	過去の主な地震（震度4以上）	2

2 防災組織に関する資料

2-1	佐渡市防災会議委員	4
2-2	佐渡市防災会議条例	6
2-3	佐渡市防災会議運営規定	8
2-4	佐渡市災害対策本部条例	10
2-5	佐渡市災害対策本部運営規程	11
2-6	佐渡市災害対策本部配置図	23
2-7	佐渡市消防団設置等に関する条例	24
2-8	佐渡市消防団規則	25
2-9	佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱	30
2-10	防災関係機関連絡表	36

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料

3-1	佐渡市防災救助条例	41
3-2	佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例	43
3-3	佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	47
3-4	佐渡市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付規則	70

4 災害の備えに関する資料

4-1	避難所及び避難場所	77
4-2	市内防災倉庫・備蓄庫一覧	93
4-3	備蓄物資・資材一覧	94
4-4	水防資材	96
4-5	佐渡市災害協定	102

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

5-1	重要水防箇所（河川）	175
5-2	重要水防箇所（海岸）	184
5-3	雨量、水位の観測施設	188
5-4	水防警報計画	191
5-5	水位周知河川及びその他の河川の危険分布図の危険度表	192
5-6	土砂災害危険箇所数・警戒区域 集計表	196
5-7	土砂災害警戒区域等一覧	198
5-8	地すべり危険箇所	234

5-9	急傾斜地崩壊危険箇所	239
5-10	土石流危険溪流	263
5-11	土砂災害警戒判定情報	270

6 輸送用手段に関する資料

6-1	バス及びハイヤー事業者	271
6-2	一般貨物自動車運送業者（（社）新潟県トラック協会佐渡支部会員）	272
6-3	新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	273
6-4	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	281

7 無線通信に関する資料

7-1	佐渡市デジタル防災行政無線局管理運用規程	285
7-2	佐渡市防災行政用無線局（陸上移動局）の管理運営に関する規則	292
7-3	佐渡市緊急情報通信施設設置条例	296
7-4	佐渡市緊急情報通信施設設置条例施行規則	298

8 災害時における様式一覧

■	佐渡市指定様式	305
1	職員参集報告書（別添様式）	306
2	被害速報（第1号様式）	307
3	避難所開設状況報告書（第2号様式）	308
4	避難者名簿（第3号様式）	309
5	避難所情報連絡票（第4号様式）	310
6	避難者台帳（第5号様式）	311
7	避難所での生活ルール（別表1）	312

2 防災組織に関する資料

2-1 佐渡市防災会議委員

会 長 佐渡市長

委 員

条例区分	所 属 機 関	職 名
1号	海上保安庁佐渡会場海上保安署	所 署 長
	航空自衛隊佐渡分屯基地	司 令
	新潟地方気象台	台 長
2号	佐渡地域振興局	局 長
3号	佐渡西警察署	署 長
	佐渡東警察署	署 長
4号	佐渡市	副 市 長
		副 市 長
		総務部長
		企画財政部長
		市民福祉部長
		産業観光部長
		建設部長
		学校教育課長
		議会事務局長
		会計管理者
		両津病院管理部長
		両津支所長
		相川支所長
羽茂支所長		
5号	佐渡市教育委員会	教 育 長
6号	佐渡市消防本部	消 防 庁
	佐渡市消防団	団 長
7号	東日本電信電話株式会社	新潟支店長
	東北電力株式会社佐渡営業所	所 長
	佐渡汽船株式会社	取締役本社統括部長
	佐渡瓦斯株式会社	代表取締役 常務取締役
	社団法人佐渡医師会	会 長

2-10 防災関係機関連絡表

(1) 市関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
佐渡市 総務部 防災管財課	0259-63-5135	0259-63-3300
佐渡市 消防本部・消防署	0259-51-0119	
佐渡市 建設部 上下水道課	0259-55-3173 (水道) 0259-55-3115 (下水道)	0259-55-3383 0259-55-3162

(2) 県関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
新潟県防災局 防災企画課	025-282-1604	025-282-1607
危機対策課	025-282-1638	025-282-1640
消防課	025-282-1664	025-282-1667
原子力安全対策課	025-282-1695	025-285-2975
消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265
佐渡地域振興局 企画振興部	0259-74-3316	
健康福祉環境部	0259-74-3315	
地域整備部 治水課河川・ダム担当	0259-74-3394	
地域整備部 砂防課	0259-74-3393	
新潟県警察 警察航空隊	025-285-0110	
佐渡西警察署	0259-74-0110	
佐渡東警察署	0259-27-0110	

(3) 国関係地方行政機関

機関名	電話番号	FAX 番号
新潟地方気象台	025-281-5781	
北陸地方整備局	025-280-8880	
陸上自衛隊 新発田駐屯地指令	0254-22-3151	0254-22-3151
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	0773-62-2250	0773-62-2255
新潟基地分遣隊	025-273-7771	025-273-7771
航空自衛隊 新潟救難隊	025-273-9211	025-273-9211
第46警戒隊(佐渡分屯基地)	0259-63-4111	0259-63-4111
佐渡海上保安署	0259-27-0118	
第九管区海上保安本部	025-285-0118	
新潟海上保安部	025-247-0118	

(4) 原子力防災関係機関

機関名	電話番号	FAX 番号
東北電力ホールディングス㈱ 柏崎刈羽原子力発電所	45-3131	45-5012
東北電力ホールディングス㈱ 本社	03-3501-8111	
原子力規制委員会原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所	23-9798	23-8632
東北電力ホールディングス㈱ 新潟支社	025-283-7461	
柏崎原子力広報センター	22-1896	32-3228
経済産業省原子力安全・保安院 柏崎刈羽原子力保安 検査官事務所	23-9798	23-8632

5-4 水防警報計画

(1) 水防法第16条の規定による、新潟県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域	発 表 者
国府川	左岸 佐渡市新穂長畝 右岸 佐渡市大和 } 地持院川合流点から海まで	佐渡地域 振興局長

(2) 水防警報の対象とする水位観測所（新潟県知事所管）

(単位：m)

河川名	観 測 所 名	所在地	堤防高	0点高	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	摘 要
国府川	八幡	佐渡市 八幡	5.400	-1.24	2.50	2.70	3.21	4.014	テレメータ ー電話応答 74-4669

(3) 水防警報の段階と範囲

水防警報の段階と内容		水防警報範囲（発令基準）
第1段階 「準備」	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備及び水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき
第2段階 「出動」	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位、流量、その他の河川状況により、水位がはん濫注意水位を超える恐れがあり、またははん濫注意水位を超え、なお増水が予想されるとき
第3段階 「状況」	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの	適宜河川状況により、必要と認められるとき
第4段階 「解除」	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位以下に復したとき。ただし、はん濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

5-5 水位周知河川及びその他の河川の危険分布図の危険度

(1) 大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値 【表面雨量指数】

市町村を まとめた地域	二次細分 区域	大雨（浸水害）		
		基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ （警報）※赤	基準Ⅰ （注意報）※黄色
（佐渡）	佐渡市	13	10	7

資料：新潟地方気象台（平成29年7月7日現在）

(2) 洪水警報の危険度分布の基準値 【流域雨量指数及び複合基準】

二次細分 区域	洪水							
	主な河川	基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ（警報） ※赤		基準Ⅰ（注意報） ※黄色			
	河川名	流域雨量 指数基準	流域雨量 指数基準	複合基準		流域雨量 指数基準	複合基準	
				流域雨量 指数	表面雨量 指数		流域雨量 指数	表面雨量 指数
佐渡市	関川	6.2	5.6			4.5		
佐渡市	矢柄川	7.5	6.8			5.4		
佐渡市	大倉川	8	7.3			5.8		
佐渡市	馬首川	7.6	6.9			5.5		
佐渡市	和木川	6.5	5.9			4.7		
佐渡市	白瀬川	8.6	7.8			6.2		
佐渡市	椿川	8.3	7.5			6		
佐渡市	梅津川	9.7	8.8			7		
佐渡市	石名川	10.5	9.5			7.6		
佐渡市	入川	7.8	7.1			5.6		
佐渡市	石花川	11.3	10.3			8		
佐渡市	天王川	5.3	4.8	4.3	6	3.8	3.8	5
佐渡市	久知川	10.3	9.4			7.5		
佐渡市	河崎川	6.8	6.2			5		
佐渡市	真更川	8.7	7.4	6.6	6	5.9	4.7	6
佐渡市	羽茂川	12.8	11.6			9.2		
佐渡市	西三川川	10.7	9.7			7.7		
佐渡市	小川内川	7.6	6.9			5.5		
佐渡市	真野川	5.7	5.2			4.1	4.1	7
佐渡市	国府川	26.7	24			19.2	19.2	5
佐渡市	石田川	6.3	5.5	4.9	6	4.4	3.5	6
佐渡市	濁川	5	3.7	3.3	6	2.9	2.9	6
佐渡市	北狄川	8	7.3			5.8		
佐渡市	戸地川	11.2	10.2			8.1		
佐渡市	貝喰川	5.7	5.2			4.1		

二次細分 区域	洪水							
	主な河川	基準Ⅲ ※紫	基準Ⅱ（警報） ※赤			基準Ⅰ（注意報） ※黄色		
		河川名	流域雨量 指数基準	流域雨量 指数基準	複合基準		流域雨量 指数基準	複合基準
	流域雨量 指数				表面雨量 指数	流域雨量 指数		表面雨量 指数
佐渡市	長江川	6.8	6.2			4.9		
佐渡市	山田川（佐和田）	7	6.4			5.1		
佐渡市	竹田川	6.8	6.2			5	5	5
佐渡市	藤津川	7.5	6.7	6	6	5.3	4.2	6
佐渡市	小倉川	15	13.6	10.2	6	10.9	9.2	5
佐渡市	中津川	6.1	5.1			4	3.2	6
佐渡市	新保川	7.7	5.3	4.7	6	4.2	4.2	5
佐渡市	大野川	8.4	7	6.3	6	5.6	4.5	6
佐渡市	地持院川	7.3	6.6			5.2		
佐渡市	帆柱川	5	4.5			3.6	3.6	5
佐渡市	山田川（羽茂）	4.8	4.4			3.5		
佐渡市	大久保川	6.7	6.1			4.8		
佐渡市	長谷川	6.3	5.7	5.7	6	4.1	3.3	6

資料：新潟地方気象台（平成29年7月7日現在）

※1 本基準値については「第3部災害応急対策第2章風水害応急対策計画P383発表基準」も併せて参照のこと。

2 基準値Ⅲ：警報基準よりも一段高く設定した基準。（重大な浸水害が発生する恐れが高い状態）

3 複合基準とは（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

4 表内の※印は危険度分布図の色が持つ意味。

5 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

6 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

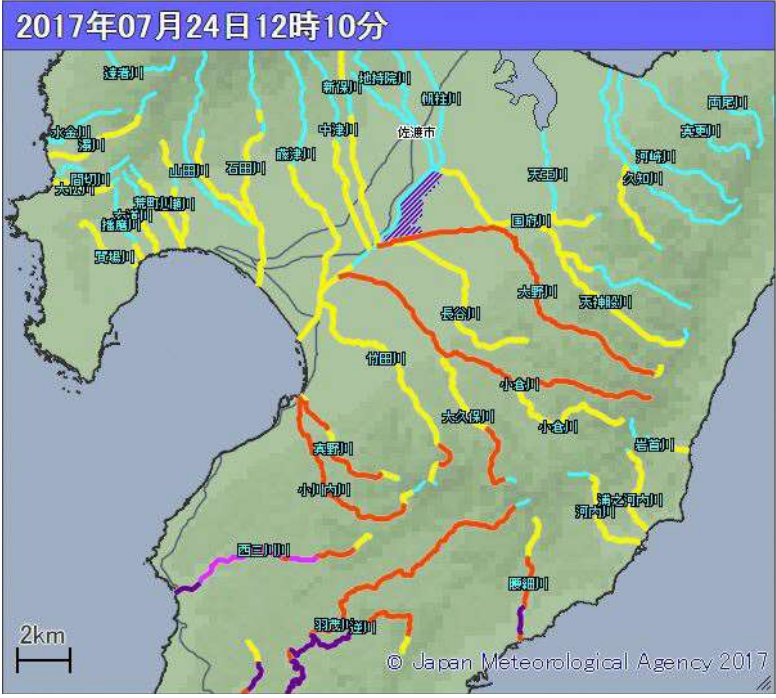
7 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

8 本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。最新の基準値は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。

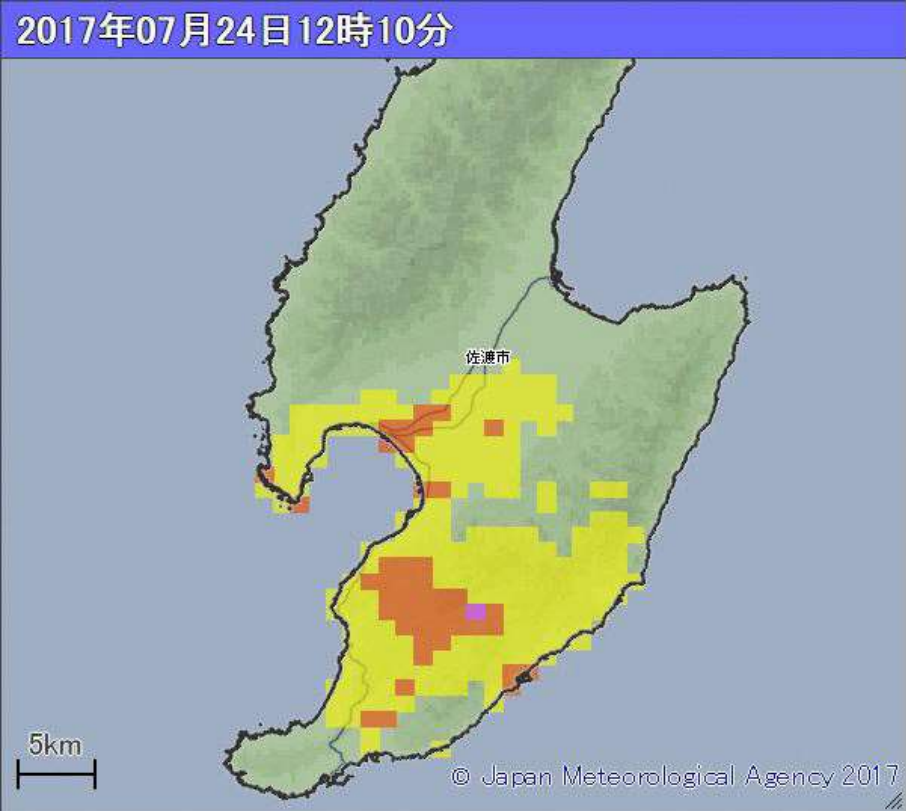
気象庁HP： <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/niigata.html>

(3) 避難勧告等のガイドライン①（避難行動・情報伝達編）平成29年1月 内閣府(防災担当)から抜粋

洪水警報の危険度分布

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆流域雨量指数の予測値を3時間先までの予測として面的に示したもので、上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す分布情報。 ◆洪水発生の危険度の高まりを、洪水警報等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。 ◆洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生の危険度の高まりの面的な把握の参考になる。 															
<p>情報例</p>	<div style="text-align: center;"> <p>2017年07月24日 12時10分</p>  </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="background-color: purple; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: pink; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="background-color: red; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低</td> <td style="background-color: yellow; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>注意</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: cyan; width: 20px; height: 10px;"></td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> </div> <p>※ 洪水警報等の発表基準は、河川流域毎かつ市町村毎に過去の洪水発生時の流域雨量指数の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指数の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。</p>	高		極めて危険	↑		非常に危険	↓		警戒	低		注意			今後の情報等に留意
高		極めて危険														
↑		非常に危険														
↓		警戒														
低		注意														
		今後の情報等に留意														
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ 															

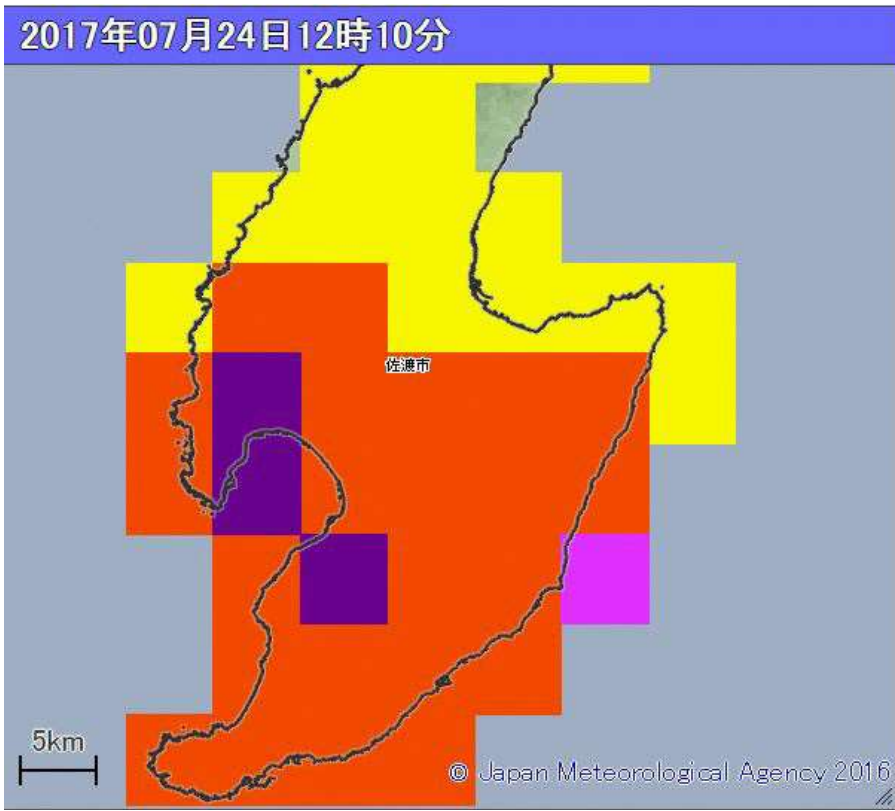
大雨警報（浸水害）の危険度分布

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆短時間強雨による浸水害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆1km四方の領域（メッシュ）ごとに、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、大雨警報（浸水害）等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数（仮称）の予想を用いている。 ◆大雨警報（浸水害）が発表された市町村内において実際にどこで浸水害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。小河川・下水道等における避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。 															
<p>情報例</p>	<div style="text-align: center;"> <p>2017年07月24日12時10分</p>  <p>5km</p> <p>© Japan Meteorological Agency 2017</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="background-color: #4b0082; width: 20px; height: 15px;"></td> <td>極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #8a2be2; width: 20px; height: 15px;"></td> <td>非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #ff0000; width: 20px; height: 15px;"></td> <td>警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑</td> <td style="background-color: #ffff00; width: 20px; height: 15px;"></td> <td>注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低</td> <td style="background-color: #ffffff; width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;"></td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> </div>	高		極めて危険	↑		非常に危険	↑		警戒	↑		注意	低		今後の情報等に留意
高		極めて危険														
↑		非常に危険														
↑		警戒														
↑		注意														
低		今後の情報等に留意														
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ 															

5-11 土砂災害警戒判定情報

(1) 避難勧告等のガイドライン①（避難行動・情報伝達編）平成29年1月 内閣府(防災担当)から抜粋

土砂災害警戒判定メッシュ情報

<p>情報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大雨による土砂災害発生の危険度を面的に表す分布情報。 ◆5 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準への到達状況に応じて5段階に判定した結果を色分け表示している。 ◆危険度の判定には2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。 ◆大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された市町村内において実際にどこで土砂災害発生の危険度が高まっているか、面的に概ね確認できる。避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令範囲の判断に活用する。 															
<p>情報例</p>	 <div data-bbox="391 1668 785 1870" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: purple;"></td> <td>極めて危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↑危険↑</td> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: pink;"></td> <td>非常に危険</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓危険↓</td> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: red;"></td> <td>警戒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">低</td> <td style="width: 20px; height: 15px; background-color: yellow;"></td> <td>注意</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;"></td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> </div>	高		極めて危険	↑危険↑		非常に危険	↓危険↓		警戒	低		注意			今後の情報等に留意
高		極めて危険														
↑危険↑		非常に危険														
↓危険↓		警戒														
低		注意														
		今後の情報等に留意														
<p>情報入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システム ・気象庁ホームページ 															

※大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の発表基準となる値については、第3部災害応急対策第2章風水害応急対策計画 P383 の発表基準

佐渡市地域防災計画（資料編）目次

1 過去の災害発生状況に関する資料

- 1-1 過去の主な災害（除く地震）…………… 1
- 1-2 過去の主な地震（震度4以上）…………… 2

2 防災組織に関する資料

- 2-1 佐渡市防災会議委員…………… 4
- 2-2 佐渡市防災会議条例…………… 6
- 2-3 佐渡市防災会議運営規定…………… 8
- 2-4 佐渡市災害対策本部条例…………… 10
- 2-5 佐渡市災害対策本部運営規程…………… 11
- 2-6 佐渡市災害対策本部配置図…………… 23
- 2-7 佐渡市消防団設置等に関する条例…………… 24
- 2-8 佐渡市消防団規則…………… 25
- 2-9 佐渡市自主防災組織育成補助金交付要綱…………… 30
- 2-10 地区防災計画一覧…………… 31
- 2-11 防災関係機関連絡表…………… 37

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料

- 3-1 佐渡市防災救助条例…………… 42
- 3-2 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 44
- 3-3 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則…………… 48
- 3-4 佐渡市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付規則…………… 71

4 災害の備えに関する資料

- 4-1 避難所及び避難場所…………… 78
- 4-2 市内防災倉庫・備蓄庫一覧…………… 94
- 4-3 備蓄物資・資材一覧…………… 95
- 4-4 水防資材…………… 97
- 4-5 佐渡市災害協定…………… 103

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

- 5-1 重要水防箇所（河川）…………… 176
- 5-2 重要水防箇所（海岸）…………… 185
- 5-3 雨量、水位の観測施設…………… 189
- 5-4 水防警報計画…………… 192
- 5-5 水位周知河川及びその他の河川の危険分布図の危険度表…………… 193
- 5-6 土砂災害危険箇所数・警戒区域 集計表…………… 197

2-10 地区防災計画一覧

	地区名	計画名称	規定年月日
1	新穂地区	新穂地区防災ガイド（地区防災計画）	平成30年2月7日